

小田原文化芸術協会規約

第一章 名称

第一条（名称）本会は小田原文化芸術協会と称する。

第二章 目的及び事業

第二条（目的）本会は、文化芸術活動を通して小田原をはじめ地域の文化の向上に寄与することを目的とする。

第三条（事業）本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- （１）本会の企画した事業
- （２）文化芸術の向上並びに文化振興に関する事業
- （３）その他本会の目的に沿った事業

第三章 登録作家並びに構成

第四条（構成）本会は小田原をはじめ広く文化芸術活動を行なっている個人(作家)及びその愛好家を対象者とする。また、本会の目的に賛同する一般の方も含め構成する。

- （１）本会に登録する会員は本会の目的に賛同するものとする。
- （２）本会の指定するメイン事業には登録作家は、出品しなければならない。
ただし、や無得なく参加できないとき、役員会の承認あるときはその限りでない
- （３）無断不参加においては、未登録者とします。
- （４）本会の企画する事業に参加者を募集したときには、会員は参加を表明できる
- （５）新規に出品（作家）するには登録作家の2-3名の紹介を有する
- （６）自薦については、運営会にて図とする。
- （７）協会の意義に反するときは退会を促すこともある
- （８）会費未納者は退会者とみなす。

第四章 役員

第五条（役員）本会に次の役員を置く。

- （１）代表 1名
- （２）副代表 若干名
- （３）事務局 若干名
- （４）会計 2名
- （５）幹事 若干名
- （６）監事 若干名
- （７）相談役 若干名

第六条（職務）役員職務は次の通りとする。

- （１）代表は本会を代表し、会務を司る。
- （２）副代表は会長を補佐し、代表が職務を行えない時はその職務を代行する。
- （３）事務局は本会の定める事業などの事務的な業務（会計業務は含まない）を行う。
- （４）会計は本会の会計を管理する。
- （５）幹事は会遂行のために事務・企画を含めての世話をする。
幹事には会員拡大、広報、渉外等を置く
- （６）監事は会計監査、評価等を行う。
- （７）相談役は、協会の全体を常に把握し、協会のアドバイスやその調整をする。

第五章 機関及び会議

第七条（運営会）第五条の役員を以って運営会を構成し、適宜開催して会の運営にあたる。

- （１）運営会は、本会の事業計画／事業報告、予算／決算、運営の立案をし、例会に諮るものとする。
- （２）運営会は、例会への企画案等の提案。また例会にて議決された事項の運営を行う。
- （３）運営会は、本規約に基づく運営上、齟齬が生じた場合には、役員会にて協議の結果新たな項目を、提案し会員に図る。

第八条（役員選出）役員は例会で選出される。

- （１）運営委員は、会員の中から立候補または推薦によって選ばれる。
- （２）運営会にて推挙する。

第九条（役員任期）役員任期は単年とする。但し、再任を妨げない。

第十条（会計監査）本会の監事より会計監査を置き、本会の会計を監査する。

第六章 会計

第十一条 会計本会の会計は年会費、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

第十二条（会計年度）本会の会計年度は1月1日より同年の12月31日までの1年間とする。

ただし本会のメイン事業に年会費を加えての徴収とし、その時から1年を年度とする。

第七章 事務所

第十三条事務所事務所は代表宅とする。

付則1 この規約の発効は2014年10月より摘要する。

付則2 この規約は、2021年6月に修正され、摘要する